

## 註

### 序章

- 1 『史学雑誌』九四 一二一、一二二（一九八五年）
- 2 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年所収）
- 3 『群書』二一九
- 4 佐藤進一・網野善彦・笠松宏至共著『日本中世史を見直す』（悠思社、一九九四年）、佐藤進一「室町幕府論」註（2）前掲書。

### 第一章 義教初政期

1 『満濟准后日記』応永三十五年正月七日、「室町殿御座下御雜熱出来云々」、同九日、「自医師三位方申、自夜前御所様聊御風氣、又御雜熱モ又御傷興盛云々」とあり、義持故障の状況が窺える。同十一日には「被引御手可有御出御用意也」の状態で御評定始に御出、次いで「御傷以外也、是程ト八門跡ニモ不可有存知云々」と記され、これ以後、日記は日を追うごとに、御所様の病状悪化を伝えている。同十七日「條々相談」があり「御遺跡相続御仁体事」、「御療治方事」、「御所事」等、重臣らによって評議され、結局、くじを満濟が作り、山名が封をし、「管領一人八幡へ八令參詣可給之由申定了」と決定したとある。「管領戌終ニ參詣、於神前御鬮ヲ給テ亥終ニ罷歸云々」とあり、二時間で用件をすませ戻ったことになっている。

同十八日「御事切了、御年四三才」と記され、「昨日於神前ニ所取御鬮開之了、管領開之、青蓮院殿タルヘキ由御鬮也」というわけで、時期將軍の誕生を見るわけである。八幡宮については、どこの八幡宮かは、満濟は明記していない。

- 『建内記』同年一月十八日条に「石清水八幡宮於神前御棚上畠山入道執之、再度取之、青蓮院也」とあるが、他の記録にはみえない記事の内容になっている。
- 2 寛雅博は、内々と外様で表現している（『ことばの文化史』平凡社、一九八八年所収）。
  - 3 室町幕府六代將軍の座に就くべき人物の下書を満済が書いたのではないだろうか。義持と同母弟の義円を選ぶ手筈はすでにできていたと考えられる。満済の下書に管領・重臣らが同意し、他の反対勢力を排除するためにくじ（神慮）にまかせる形をとったと思われる。
  - 4 『戦乱と人物』二七頁（吉川弘文館、一九六八年所収）。
  - 5 『満済准后日記』下、正長二年六月十九日条「雖然先可被仰談管領状旨申候也」、「同日記」上、正長元年五月十三日条「隨而又管領等二毛能々可相談旨被仰キ」、同日条「何様尚能々可相談管領候」等。
  - 6 『中世法制史料集』Ⅱ、参考資料一八、『建内記』正長元年五月十四日条。
  - 7 註（6）前掲『中世法制資料集』Ⅱ、参考資料一一九、『満済准后日記』正長元年五月十三日、同十四日、同廿六日条。
  - 8 新御式目廿八ヶ條の解説は、網野善彦『蒙古襲来』下、二二頁〜二九頁（小学館、一九九二年）。
  - 9 笠松宏至は、実基の奏状十四ヶ條に主張されている合理主義と王權至上主義の精神は、泰盛らに引継がれていったと見通している（『中世政治社会思想』下、日本思想体系二二、岩波書店、一九九四年）。
  - 10 『中世法制史料集』Ⅱ、参考資料一八、二〇一頁に対応。
  - 11 鎌倉時代の弘安徳政などもあるが、これに関しては（三）弘安の改革で解説する。
  - 12 研究代表者菅原昭英『公武関係から見た室町時代政治史に関する基礎的研究』一一三頁、東博所蔵菊亭本『薩戒記目錄』（東京大学史料編纂所、一九九八年）。
  - 13 東班は六知事ともいつて六つの位階に分かれる。本来は都寺・監寺・副寺・維那・典座・直歳であるが、日本では都寺の上に都聞がおかれた。典座と直歳は金融には関係ない職掌である。
  - 14 五山のような大寺院には西班と東班があった。（両班ともは両序と呼称した）西班衆は、經典読誦・疏偈詩文の作成に従事し、東班衆は寺内の経済面を担当した。それ故に寺内では西班衆が重んじられ、例えば五山十刹（大叢林）で住持職につけるのは西班僧である。

- 15 禅宗独自の用語。「莊主」という語は中国からきている。今谷明『室町幕府解体過程の研究』六四頁の註(54)参照(岩波書店、一九八五年)。
- 16 『蔭涼軒日録』長享三年(一四八九)六月三日条、万里小路時房も東班衆の高利貸に悩まされた一人である。『建内記』嘉吉元年四月廿七日条。
- 17 五山より借錢の一例。永享七年(一四三五)相国寺から一千貫、五山の経済力の大きさを示すものである(『蔭涼軒日録』永享七年十二月九日条)、註(15)今谷明前掲書、五八〇頁。
- 18 註(15)今谷明前掲書、四八、四九頁。
- 19 東班衆の代官請負活動は、盛んに行なわれた。東班衆は五山莊園の経営に限らず、個人的に他権門の莊園経営で活躍した。正盛都聞は幕府料所河内一七ヶ所の代官職に就いている(藤岡大拙「禅院内における東班衆について」『日本歴史』一四五)、他に代官に関しては、網野善彦『中世莊園の様相』三三六頁、塙書房、一九八五年、新田英治「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」、『日本社会経済史研究』中世編吉川弘文館、一九六七年所収)がある。
- 20 桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」、『史学雑誌』七三九、一九六四年)、下坂守「中世土倉論」、『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年所収)。
- 21 『御前落居記録』・『御前落居奉書』に見える五山関係  
相国寺長得院・相国寺勝定院・嵯峨正禅院・南禅寺・嵯峨門徒梵策・相国寺・首弘都宮・周琳蔵主・聖興和客・常喜書記・徹書記・真如寺都宮・臨川寺・等持寺都宮・嵯峨善入寺・正覚庵・相国寺崇寿院・真如寺正脈院・梵積都宮・南禅寺瑞雲庵・等持寺・相国寺・在中和尚、南禅寺瑞雲院・天竜寺・靈松庵庄主・建賢書記・得長蔵主・建仁寺西来院・等持院周越副寺、以上三〇名、莊園代官や金融僧として活動している。梵策や瑞雲庵は莊園を推領したとして訴えられているが、このような争論が頻発するのが中世社会であった。五山領は多くの場合、守護役免除になっている。臨川寺は敗訴したが替地が給付される等々、幕府から保護を受けていることが感知される。禅僧個人で私的に代官職をもっている有徳人と思われる人物もいる。宗派に関係なく五山以外の顕密仏教系の莊園代官になっている禅僧もいる(今谷明『室町幕府解体過程の研究』二五〇六九頁、岩波書店、一九八五年)。

22 『満濟准后日記』正長元年五月廿六日条、同年五月十三日・十四日条、『中世法世史料集』Ⅱ、二〇二丁二〇四頁、三三三

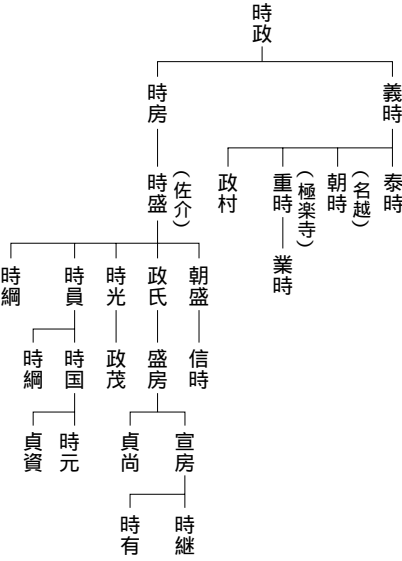
- 23 佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年）、笠松宏至『法と言葉の中世史』（平凡社選書、一九八四年）。
- 24 笠松宏至『仏陀施入之地不可悔返』（日本中世法史論、東京大学出版会、一九九七年所収）。
- 25 笠松宏至『徳政令』（岩波新書、一九九二年）、網野善彦『蒙古襲来』上・下（小学館ライブラリー、一九九二年）。
- 26 佐藤進一『室町幕府開創期の官制体系』（日本中世史論集、岩波書店、一九九〇年所収）、佐藤進一・網野善彦・笠松宏至共著『日本中世史を見直す』（悠思社、一九九四年）。
- 27 註（25）網野善彦前掲書、海津一郎『蒙古襲来』（吉川弘文館、一九九八年）、寛雅博『蒙古襲来と徳政令』（講談社、二〇〇一年）、村井章介『北条時宗と蒙古襲来』（日本放送出版協会、二〇〇一年）、同『中世日本の内と外』（筑摩書房、一九九九年）。
- 28 海津一郎『中世の変革と徳政』（二〇六頁）（吉川弘文館、一九九四年）、七海雅人『鎌倉幕府御家人制の展開』（二八〇頁）（吉川弘文館、二〇〇一年）、古沢直人『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、一九九一年）。
- 29 『蒙古襲来絵詞』は、泰盛に直訴する思いつめたような竹崎季長（肥後国御家人）の緊張した様子を描いている。季長は、本領を一門の有力者に奪われ、その回復を求める本訴にも敗れていた。無足の季長にとって一番駆けこそ主従五騎でなし得る勲功であった。蒙古軍との合戦の功名に家の再興をかけた御家人の姿を描いているが、他にも同様な無足の武家が存在したことが察せられる。
- 30 山口隼正『鎌倉御家人制の性格』（『日本の社会文化史』封建社会2、講談社、一九七四年）。
- 31 安達・北条氏略系図（系図1）参照。時宗は泰盛のおば松下禅尼の孫。時宗夫人には泰盛の妹（堀内殿）を養女として嫁がせている。その間に出生したのが貞時である。貞時母は、後、潮音院尼と号す（『尊卑文脈』）。泰盛母は小笠原氏（武家）女であるが、父義景の正室は飛鳥井雅経（公家）女であり異母弟が生まれている。陸奥守は、執権・連署がなる官職であったが、泰盛が就任している点には注目される。泰盛の陸奥守就任について、『勅仲記』弘安五年七月十四日条に「今夕被行小除目（略）関東城介泰盛任陸奥守、日来武家時村所帯之官也、今被改任之条如何」とある。小除目で、時の六波羅探題北条時村が陸奥守を解かれて泰盛が新任したことを伝えている。「今被改任之条如何」とあるから、当時の人々にとって不審な人事ととられたことがわかる。

32 泰盛が引付を中核とする訴訟制度の完成を実現した(佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店 一九九三年)、  
 註(25) 網野善彦前掲書、笠松宏至『中世人との対話』三七～五四頁(東京大学出版会、一九九七年)。

33 『家督を継いだ貞時は、六波羅探題南方北条時国(佐介時盛孫)を罷免誅殺、時光(時盛息)を佐渡に配流した。その理由は陰謀の科によつてとあるが、要するに得宗の地位保全のための対策である(『改定史籍集覧 北条九代記』一～八、臨川書店、一九八三年)。

34 「北条時盛系統」鎌倉佐介に居住していたことにより、  
 佐介時盛、または佐介流等という(系図Ⅲ 北条氏「佐介流」参照)。

系図 北条氏「佐介流」



35 『中世法制史料集』I、「鎌倉幕府法」追加法四九一～五七七。

36 註(25) 網野善彦前掲書、註(32) 佐藤進一前掲書。註

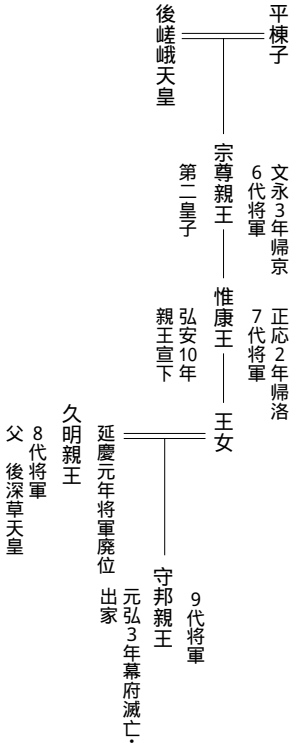
(35) 前掲追加法四九一～五一八。

37 註(35) 前掲追加法四九一～五一八。文武という考え  
 方から、將軍惟康に求めた条文と考えるが、京都から派遣

された親王將軍では、政治力のうえで、  
 限界があつたのではないだろうか。皇族  
 將軍は、幕府の権威付けには役立った。

また、公武関係の面から見ると、双方の  
 関係の円滑化をはかるには有効な手段で  
 あつた。しかし、成人すると先例のごと  
 くに帰洛させられ、次いで幼少將軍の誕  
 生となるのである。系図 にある宗尊親

系図 鎌倉幕府親王將軍



王は後嵯峨天皇の皇子であるが、建長四年（十一歳の時）、六代將軍として鎌倉に下向している。北条氏が常々念願していた初めての皇族將軍の出現であった。しかし、文永三年に將軍廃位となり帰洛し、同十一年京で没している。宗尊の息惟康は、文永元年鎌倉で誕生、父の失脚により三歳で將軍宣下、文永三年七代將軍となっている。

38 五味文彦『大系日本の歴史5 鎌倉と京』（小学館、一九八八年）、同「公方」（ことばの文化史）中世3、平凡社、一九八九年所収）。

39 註（25）網野善彦前掲書、二一～二七頁。

40 約一〇〇カ条の幕府法が一年半の間に立法化されたことについて、笠松宏至は、「現在法令の数量的比較など無意味といつてしまえばそれきりだが、法文の形で残されている幕府追加法が一〇〇年の間に七五〇カ条しか知られていないことを思えば、この数字がたまたまのものではないことは確かである。この著しい立法作業は、その間にきわめて意欲的な政治が少なくとも行われようとしたことを物語っている」と論じている（註（25）笠松宏至前掲書、一一六頁～一一七頁）。

41 註（32）佐藤進一前掲書、四五～四七頁参照。

42 註（32）佐藤進一前掲書、四四・四五頁。

43 弘安七年八月十七日「十一ヶ條新御式目」の各案の本文を省略し、事書のみを書き記すと次のようになる。

條々

- ① 一 評定引付評議漏脱事（『中世法制史料集』I「鎌倉幕府法」追加法五四八）
- ② 一 引付衆并奉行入引汲訴人事（『同』追加法五四九）
- ③ 一 引付勘録事（『同』追加法五五〇）
- ④ 一 付内外致沙汰口入事（『同』追加法五五一）
- ⑤ 一 当参訴訟人事（『同』追加法五五二）
- ⑥ 一 頭人并奉行入、相互譲子細、不申沙汰事（『同』追加法五五三）
- ⑦ 一 憚権門不事切事（『同』追加法五五四）
- ⑧ 一 安堵奉行事（『同』追加法五五五）
- ⑨ 一 表裏證文事（『同』追加法五五六）

⑩一 頭人退座事（『同』追加法五五七）

⑪一 六波羅并鎮西守護人注進状事（『同』追加法五五八）

註（32）前掲書の中で佐藤進一は、この十一ヶ條新御式目に「訴訟制度史上画期的法令たるの意義を与えるものは」との二ヶ條を措いて他にない」と記している。

以上の法令解釈については、笠松宏至校注「幕府法」一三一～一三三頁（『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九九四年）を参照。

44 『中世法制史料集』I、一六八頁。鎌倉幕府法追加法五七六「引付評定事、二方止寄合之儀、一方一日廿ヶ條、可申沙汰」とあり、一連の新御式目の一条とされている法令である。

45 註（43）前掲書、笠松宏至校注「幕府法」一三五頁。

46 註（43）参照、⑩一、頭人退座事（追加法五五七）。

47 笠松宏至は註（43）前掲書（一三四頁）において、追加法七二と関連させ、退座を訴訟の一方当事者と親戚関係にある場合、裁判官たる地位を忌避される規定として説明している。

48 『中世法制史料集』I、追加法五四七、註（43）前掲書、笠松宏至校注「幕府法」一三二頁。

49 註（32）佐藤進一前掲書、五九、六一頁、註六参照。

50 註（32）佐藤進一前掲書、四九頁で本状について、「判決前準備手続に、たとえ形式的にせよ、執権、連署の関与する機会を全く消滅せしめ、この手続を全然引付内に於いて完結せしめ、以て責任の明確と訴訟の敏活とを併せ得んとする意義を有すると同時に、引付頭人に対する強権の賦与を語るもの」と大きく評価している。

51 『竹崎季長絵詞』の建治元（一二七五）年一〇月の項に「ときの御をんぶきやうあきたのしやうのすけとのやすもりの御まえにて（殿中）申事……」とある。御恩奉行であったことについては『島津家文書』一、三一、この文面から推定年

建治二年には、御恩奉行だった事がわかる（『日本の中世国家』二二八頁参照）。

52 佐藤進一『日本の中世国家』一七七頁、二二八頁の註 17（岩波書店、一九八三年）、同「室町幕府論」に「鎌倉後期において最も特筆すべき政治的事件であった霜月騒動の一方の立役者、安達泰盛が恩賞奉行として、將軍のもつ行賞権の執行を直接に（北条氏を介せず）に担当したこと等を考えると、主從制的支配権は將軍の身にそなわる將軍固有の権能で

あるとする原則は、依然として生き続けており……」とあり、その重要性が感じられる（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、一一九頁）。

53 『霜月騒動については』神奈川県史、註（25）網野善彦前掲書、多賀宗集「北条執権政治の意義 後期を中心として」（『鎌倉時代の思想と文化』目黒書店、一九四六年、所収）、本郷和人「霜月騒動再考」（『史学雑誌』一一二、一二、二〇〇三年）、村井章介「北条時宗と蒙古襲来」（日本放送出版協会、二〇〇一年）、五味文彦「執事・執権・得宗」（石井進編『中世の人と政治』吉川弘文館、一九八八年所収）。

54 『霜月騒動の性格については諸説ある。佐藤進一・網野善彦は御家人勢力と得宗家御内人との対立と見ている。五味文彦は、泰盛と頼綱は得宗支持という同じ立場にある。だから両者は、どちらが貞時の真の後見たるものか衝突したとみている。村井章介は得宗専制は時頼の時代に実現したとみている。そして、泰盛は全国の武士を幕府勢力に組み込もうとしたが、これに反対した頼綱ら御内勢力に討たれたと論考している。

55 『日本史史料』2 中世、No 一五〇（岩波書店、一九九八年）、『神奈川県史』通史編、『神奈川県史』資料編一〇一七号「鎌倉年代記裏書弘安八年条」、『保暦間記』（『群書』二六）。

泰盛派を構成した人々

弘安八年十一月十七日於鎌倉合戦人々自害

安達氏一門

前陸奥入道（城入道）泰盛

前美濃入道長景

城五郎左衛門入道重景

城左衛門太郎、左衛次郎

安達氏分流大曾祢氏一族

前上総守（上総介）大曾祢宗長

甲斐源氏小笠原一族（泰盛母の実家）

伴野出羽守長泰（小笠原氏惣領）

秋田城介宗景、

城大夫判官入道（十郎判官入道）時景

一城太郎左衛門尉宗顕、三郎二郎義宗

城七郎兵衛尉

大曾祢左衛門入道義泰

伴野三郎、伴野彦二郎



小笠原十郎、小笠原四郎

武田小河原四郎、

秋山人々(甲斐武田氏)

三浦一族

三浦対馬守(三浦葦名頼連)

葦名四郎左衛門尉・同六郎

その他

伊東三郎左衛門、伊藤太郎左衛門

吉良満氏(足利氏一族、上総三郎左衛門尉・足利上総三郎とも称す)

二階堂行景(懐島隠岐入道とも称す)

太宰少弐(引付衆武藤景泰、「関東評定伝」にその名が見える)

武藤少卿左衛門尉

田中筑後五郎左衛門尉(常陸国守護八田氏一族)

田中筑後四郎(同)

殖田又太郎入道(大江広元子孫泰広のこと)

小早河三郎左衛門尉(土肥氏直系小早川氏一族)

和泉六郎左衛門尉(天野景村)

筑後伊賀四郎左衛門尉(伊賀景家)

足立太郎左衛門尉(足立直元)

以上 御家人武士

「此外武蔵、上野御家人等自害者不及注進」とあり、死者は五百人にのぼったという。

連座した人々

北条(金沢)顕時、下総国へ流罪

長井時秀・宗秀父子(大江広元子孫、評定衆・引付衆)失脚

宇都宮景綱(下野国豪族、評定衆)失脚

刑部卿相範(藤原氏一族 文章道・藤原南家出身 將軍に近時) 死亡(佐藤進一『日本の中世国家』補注28、二二八・二

二九頁、『鎌倉年代記』裏書弘安八年条、『保暦間記』、『勅仲記』弘安六年七月廿二日条にその名が見られる。)

56 連座した武士の名は、「東大寺凝然自筆梵網疏日珠鈔卷第卅紙背文書」に記録されている(『神奈川県史』資料編、古

代・中世2、一九七三年所収)。

57 川添昭二「弘安八年筑前国若門合戦について」(『九州史学』一六、一九六〇年)。

58 大日本古記録『実躬卿記』一〜四(東京大学史料編纂所編、岩波書店、一九九一年)、三條実躬の日記、弘安六年(一

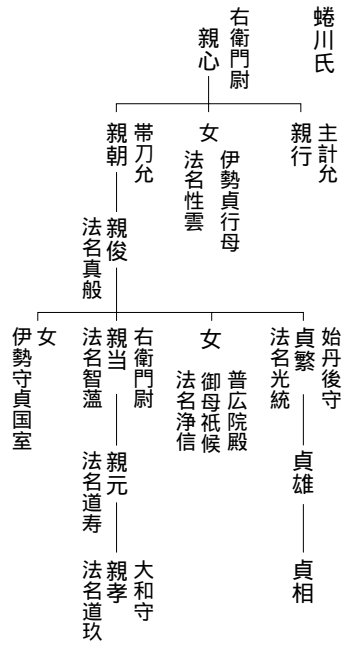
二八三)〜徳治二年(一一三〇七)までの日記その他からなる。

- 59 註(25) 網野善彦前掲書、下、一四六～一五八頁、註(51) 佐藤進一前掲書、一五六頁。
- 60 註(53) 村井章介前掲書三三五～二四〇頁。註(55) 前掲死亡者名。
- 61 渡辺晴美「北条貞時政権の研究 弘安末年における北条貞時政権の実態分析」、『中央史学』七、一九八四年、渡辺晴美も基本的には佐藤進一説に賛成しているとしての意見である。
- 62 註(32)、註(52) 佐藤進一前掲書。
- 63 註(52) 佐藤進一前掲書。
- 64 將軍は武家出身からという考え方は泰盛をはじめとする御家人間には根強くあつたと思われる。後に足利尊氏・直義らが出現する土壌はすでにこの頃から存在したと推測される。だからこそ後醍醐親政を倒し室町幕府が誕生できたのである。
- 65 『中世法制史料集』I、三九六頁、補注四八参照。
- 66 註(25) 笠松宏至前掲書、一一〇～一一三頁。
- 67 註(25) 笠松宏至前掲書、一一四～一一六頁。

## 第二章 義教期の訴訟制度

- 1 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(石母田正・佐藤進一共編『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年所収)。
- 2 佐藤進一・池内義賢編『中世法制史料集』II、室町幕府法(岩波書店、一九九七年)。
- 3 『花宮三代記』(康暦元年八月二十五日条、一倉喜好「政所執事としての伊勢氏の台頭について」、『日本歴史』一〇四、一九五七年)、今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典』上、三三三頁～三三四頁(新人物往来社、一九八八年)。
- 4 原表紙『政所内談記録 政所代親元』扉「政所内評定記録寛正式正廿六 親元」新加奉行人事、頭人御伺之、被成御奉書、如此、被召加政所寄人者也、早可被參勤之由被仰出候也、仍執達如件(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上、近藤出版社、一九八〇年)。寄人は奉行衆の中から選ばれる。その内、三丁五名が引付衆である(『蜷川家文書』十四集)。系図 参照。

系図 蜷川氏略系図



注 蜷川は親直が越中国新川郡蜷川に住し、其地名をとって家号とす。出典 『親元日記』。蜷川譜参照。

るが現在では残されていない。

9 「<sup>(政所代)</sup>当職代事、如先々可政執沙汰之由、文明五年八月七日、被仰付親元<sup>(蜷川)</sup>畢、四十一歳」とある。

同「室町幕府経済機構の一考察 納錢方・公方御倉の機能と成立」(『史学雑誌』七三九、一九六四年)。

10 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八九年)、和田英松『新訂官職要解』(講談社学術文庫、一九九〇年)。

11 註(9) 桑山浩然前掲論文、寺嶋雅子「蔭涼軒御倉について」(『中央大学大学院研究年報』七、一九七七年)。

12 『斉藤基恒日記』(竹内理三編、増補続史料大成『臨川書店』)から執事代の職務を知る手掛かりになるところを次に抜書した(基恒の略歴については同書解題を参照した)。

『斉藤基恒日記』(文安六年(一四四九)四月二日条)

執事代事、被仰付<sup>(備)</sup>玄良、頭人真蓮・代蜷新右人知温、酒屋、土倉、日銭、味噌屋等役銭等、就催促、以玄良下書、御倉初井備後入道納之(略)、管領一人於御寝殿御太刀進上也、則被下白太刀、御太刀、自御倉以代付進上、執事代申付之

- 5 註(3) 今谷明・藤枝文忠前掲編書、一三三・一三三頁
- 6 『続史料大成親元日記』寛正六年一月二日、文明十七年九月十六日条(臨川書店、一九六七年)。
- 7 註(4) 前掲書
- 8 『政所賦銘引付』「文明五年より至同十七年、親元」とある、義教の頃より少し後の記録である。しかし、こういった記録はこれ以前にも以後にも複数あったと考えられ

『右同書』同年同月十七条

御要脚土倉役六百貫、玄良申付之、執事代故也

『右同書』同年同月廿六条

政所執事、被仰付二階堂山城守忠行了、仍為先例伊勢入道真蓮上表故也、執事代事、被仰付玄良同前

『右同書』文安五年（一四四八）六月六日条

政所寄人新加、為執事代玄良申沙汰之、仍被召加寄之旨、各調渡奉書了。

『右同書』同年同月廿六日条

政所内評定始、執事新補儀也 二階堂也 行珍以來最興歟（略）為内談一献料二千足自納錢方下行、玄良申付之

『右同書』宝徳二年（一四五〇）正月廿六日条

政所評定始、頭人城州、執事代玄良

『右同書』同年二月十七日条

五伊上臈御局一色右馬頭息女御産所被仰付、二階堂干時政所也為御手沙汰 五百貫文分 質物、御具足十兩被出之、執事代申付諸土倉了

『右同書』同年十二月十二日条

飯尾下総守為教被仰付執事代、玄良次。

13 『滿濟准后日記』正長元年五月廿六日条。

14 「室町幕府法」追加法二〇三「洛中洛外土倉質物事」

一 洛中洛外土倉質物事、於絹布類者十二ヶ月、至武具者二十四ヶ月之由、所被定置也、若過彼数月不請出者、為流物可致計沙汰之者、可相触諸土倉之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享三年十月十七日

大和守飯尾貞連

備中守

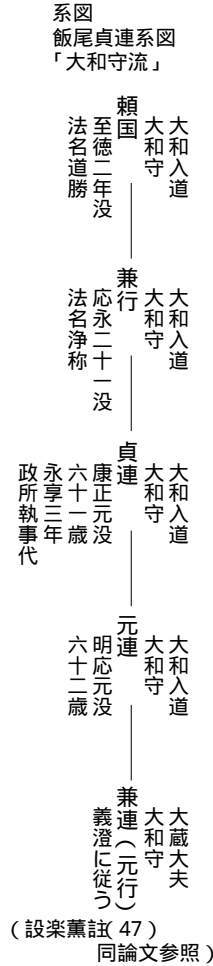
伊勢真蓮  
于時政所圖

- 15 註(9) 桑山浩然前掲論文
- 16 佐藤進一「將軍と幕府官制についての覚書」(豊田武、ジョン・ポール編『室町時代 その社会と文化』吉川弘文館、一九七六年所収) 幕府官制史の三段階とし、第一段階を両頭政治、第二段階を管領・重臣会議、第三段階を奉行人制の時期としている。
- 17 佐藤進一『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇年所収)。
- 18 桑山浩然「足利義教の登場と御前沙汰」(中世の窓同人編『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年所収)。
- 19 応永三十五年の段階では、義宣(のち義教)は元服以前であり、正式には將軍宣下もっていない時期である。
- 20 註(18) 前掲論文。
- 21 『満濟准后日記』正長二年二月十七日条、翌永享二年二月十七日条にも「武家御沙汰始今日云々、珍重々々」とある。
- 22 中田薫「鎌倉室町兩幕府の官制について」、『法制史論集』第三、岩波書店、一九四三年所収)。
- 23 「御評定着座次第」(『群書』二一九)。
- 24 「吉田家日次記」所収「御評定着座次第」(『大日本史料』七四、九〇七頁、『群書』二一九)。
- 25 『蜷川家文書』二、二五三頁。
- 26 『大日本史料』八二〇(長享元年八月九日所収)。
- 27 『親元日記』同日条(『増補続史料大成』臨川書店、一九八〇年)。
- 28 『斉藤親基日記』同日条、註(27)『増補続史料大成』同書所収
- 29 「群書」二二三、この他にも室町幕府奉行人松田丹後守長秀が綴った「普光院殿御元服記」(「立入文書」二、所収)を見ることが出来る。「正長二年三月九日、乙卯、亥剋、天晴、風静、御元服、当日安部有富朝臣擇申、加冠従四位下尾張守畠山持国朝臣今日一級、(略)奉行 摂津掃部頭満親・斉藤加賀守基貞・松田八郎左衛門尉秀藤、(略)御祝儀式以後、於御会所東向、法体衆其外諸大名少々御対面、自余明日可參候由、被仰出候、御太刀・鞍馬・折紙等各被進上之、干時執権左衛門督入道道端(畠山満家)於御会所砂金、又御太刀等、内々被進之、依為法体子息畠山持国朝臣參勤、可謂御佳例乎、三箇日御祝儀有之、兩日時剋如当日」(『加能史料』室町Ⅱ、二七六頁、二七九頁、石川史書刊行会、二〇〇三年)
- 30 註(1) 佐藤進一前掲論文、石井良助「中世武家不動産訴訟法の研究」四八一頁(弘文堂書房、一九三八年)、中田薫

註(22) 同論文。

- 31 註(30) 石井良助同著。
- 32 足利義材(延徳二年七月五日)、「將軍宣下記」(『続群書』一三三下)。
- 33 奉行人が作成した伺事記録は他にもある。『伺事記録』延徳弐年、『伺事記録』天文年間等。
- 34 「室町幕府法」追加法一八九・一九三補註24・25、「一八九条を伺事規式中の一ヶ条とみて矛盾はない」とされる(『中世法制史料集』Ⅱ、岩波書店、一九九七年)。
- 35 「室町幕府法」追加法一九〇(右同書)。
- 36 「室町幕府法」追加法一九一(右同書)。
- 37 「室町幕府法」追加法一九二(右同書)。
- 38 註(18) 桑山浩然同論文、七〇頁。
- 39 『増補史料大成康富記』応永廿六年四月十三日条(臨川書店、一九六五年)。
- 40 佐藤進一・網野善彦・笠松宏至共著『日本中世史を見直す』(悠思社、一九九四年)。
- 41 佐藤進一『日本の中世国家』一五六頁(岩波書店、一九八三年)。
- 42 中田薫『法制史論集』第一(岩波書店、一九二六年)、「御成敗式目」二七条にも未処分所領配分についての記載がある。
- 43 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』第四節(岩波書店、一九九三年)、笠松宏至『日本中世法史論』第五章(東京大学出版会、一九七九年)、「鎌倉幕府法」追加法六六一も参考になる。
- 44 新田英治「安堵状」(『国史大辞典』吉川弘文館)。
- 45 「室町幕府法」追加法一八三。
- 46 金沢市立図書館編(上巻一九七六年、下巻一九八一年)。
- 47 設楽薫「史料紹介永享元年伺事記録逸文の紹介と研究」に日記の全文が掲載されている(『史学雑誌』一〇一八、一九九二年)。
- 48 註(47) 設楽薫同論文。
- 49 飯尾大和守貞連、永享元年当時三十五歳。永享三年政所執事代、義教に重用された奉行人で嘉吉の乱(一四四一年)の

年七月に得度、法名性通、嘉吉二年頃式評定衆となり執事代を辞す。康正元年（一四五五）二月廿一日没、六十一歳、その間、川上過書奉行・鎮西并異國奉行・九州奉行・唐船奉行、別奉行（石清水八幡・東大寺・園城寺・大徳寺・臨川寺・建仁寺・如是院・不壊化身院・賀茂社・吉田社等）。系図 参照。



50 『松雲公採集遺編類纂』の編纂者、『加能越古文叢』（東大史料編纂所架蔵謄写本）第二十一、二十二冊に「永享元年日記」所載、閲覽できる。

51 佐藤進一「室町幕府論」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年所収）。

52 笠松宏至「中央の儀」（『法と言葉の中世史』平凡社選書八六、一九八四年所収）。

53 山家浩樹「室町幕府の賦と奉行」（『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年所収）。

54 註（53）前掲論文の中で「文書としての賦の特徴は、①幕府奉行人を充所とする ②「由候也」・「由、被仰下候也」などの文言を持つ奉書。書止文言は「恐々謹言」など書状的である ③差出は実名書である（用紙はおそらく折紙と見ている）。そして内容はA型、提起された訴訟の進行役を命ずる。B型、文書の発給を命ずるものがある」と論究している。

55 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』四四・四五頁（岩波書店、一九九三年）。

56 『増補史料大成康富記』宝徳二年十一月五日条（臨川書店、一九六五年）。

57 鳥居和之「室町幕府の訴訟の受理方法 義教・義政期を中心に」（『日本史研究』三一、一九八八年）。

58 清水久夫は、十二代義晴期の御前沙汰を検討する中で、賦と呼ばれる文書がある事に注目し、これが訴状の受理を意味する言葉では使用されておらず、内談衆が奉行人に奉書の発給を命令する文書であったと賦の意味が変化していることを

- 指摘している（「將軍足利義晴期における御前沙汰 内談衆と「賦」」、『日本史研究』二〇七、一九七九年）。
- 59 『斉藤基恒日記』嘉吉二年二月条、宝徳元年十月五日条、『康富記』嘉吉二年十一月廿九日条参照、「賦奉行飯尾六郎左衛門尉」等とある。
- 60 佐藤進一「足利義教嗣立期の幕府政治」、『法政史学』一九六八年。
- 61 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』Ⅱ、「室町幕府法」追加法一九四（岩波書店、一九九七年）。
- 62 山家浩樹は、追加法一九四について、私と同じ見方をしておられ参考になった。しかし、上裁については特に言及していない。註（53）前掲論文。
- 63 『武家名目抄』職名部十二上 賦別奉行条「（略）かく分配の奉行を定置るゝ事は、ひとえに裁判の奉行をして、私曲の沙汰なからしめんための備と見えたり」
- 64 『庭訓往来』（東洋文庫）、「上裁勘判、上裁は高貴な人の下す裁許。上意上聞、上覧などの類なり。勘判は慎重に考慮して判定を下すこと」とある。
- 65 『建内記』正長元年三月某日（岩波書店、一九六三年）。
- 66 『建内記』正長元年五月廿五日条。
- 67 『看聞御記』永享八年四月廿二日条。
- 68 『看聞御記』永享八年五月十二条、寛雅博「内々の意味するもの」（『ことばの文化史』中世四、平凡社、一九八九年）。
- 69 笠松宏至『日本中世法史論』終章入門（東京大学出版会、一九九七年）。
- 70 青山由樹「室町幕府別奉行についての基礎的考察」（『日本古文書学論集』八、吉川弘文館、一九八七年所収）、今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一集、一九八二年）。
- 71 『武家名目抄』職名部十九ノ一。
- 72 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上、二二二頁（近藤出版社、一九八〇年）。
- 73 註（72）前掲同書、一三三頁。
- 74 註（70）青山由樹前掲同論文。
- 75 今谷明は奉行人奉書の加判者の分析から、別奉行の種目を多く所持している奉行人ほど奉書回数が多く、おおむね奉書



加判数が別奉行の保有数に比例すること、同一奉行人による別奉行兼併の結果が奉書加判数の格差となって表れている点に注目し、奉行人一般が無条件に別奉行に就任しうるということは考えにくいとしている（今谷明『室町幕府解体過程の研究』一七〇頁、岩波書店、一九八五年）。

76 『蔭涼軒日記』文明十七年四月七日条に、「以飯尾大和守（元連）自出家望之」とある。寺社側から個別に指名している事は確かである。

77 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』（文献出版、一九八四年）。

78 註（77）前掲同書。

79 家永遵嗣「足利義満と伝奏との関係の再検討」（『古文書研究』四十一・四十二、一九九六年）。

80 富田正弘「中世東寺の祈祷文書について」（『古文書研究』十一、一九七五年）同「室町殿と天皇」（『日本史研究』三一、一九八九年）同「室町時代における祈祷と公武統一政権」（『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年所収）。

81 註（79）前掲論文。

82 富田正弘「中世公家政治文書の再検討③奉書 伝奏奉書」（『歴史公論』四十二、一九七八年）。

83 百瀬今朝雄は、室町時代の公武関係を武家と公家諸家との主従関係を土台として理解すべきとしている。家礼は家人に對比される版図で兼参が一般的である。家人と同様、所領給与を媒介とする家と家との関係として累代継続する。また、任官奏慶への扈從が家礼としての奉任の一つであったという。（百瀬今朝雄「將軍と廷臣」『週刊百科日本の歴史』十四、一九八六年）。

84 笠松宏至「室町幕府訴訟制度意見の考察」（『史学雑誌』六九 四、一九六〇年）。

85 佐藤進一・池内義資編『日本中世法制史料集』Ⅱ、二七五頁、参考資料三一七、「所領文書依為甥可讓与哉否事」参照。

86 今谷明『室町幕府解体過程の研究』（岩波書店、一九八五年）。

87 註（86）同書。

88 註（85）同著、「室町幕府法」追加法二七一、「文明八・八・廿四」の日付が記載されている。

89 註（85）同書、「室町幕府法」追加法二七五、「一意見事 定置式日、各可談合仕矣」、文明十一、十、奉行松田丹後守秀興とある。

90 註(85)同書、参考資料一三六・一三七参照、また、補注87(三三九頁)に「奉行人からこの種の起請文を徴することは随時行なわれたであろう」として、長祿二年の起請文(蜷川文書一)を紹介している。『室町家御内書案』上に「右筆方御前御免之時起請文調進、北野牛王ナリ」とある。

室町幕府法参考資料一三六、一三七(十二名)

飯尾御前守兼 左衛門尉三善為秀

齊藤上野介方 左衛門尉藤原熙基

(松田) 左衛門尉平貞親

飯尾基方 散位三善貞元

齊藤 民部丞藤原基世

飯尾 大和守三善貞連

丹後入道源光(松田) 左衛門尉平秀藤

飯尾中務大夫方 加賀守三善為行

(松田) 对馬守平貞清

(齊藤) 加賀守藤原基貞

飯尾 肥前守三善為種

干時公奉行松田丹後入道源秀 沙弥淨青

91 御前沙汰衆の定員は、十数名から二十名内外であったとされる。全体を統括する筆頭者は公人奉行と呼ばれ、大方評定衆の格を有する。また、その内数人は引付衆である。数番に結番されて出仕するが公人奉行は結番からはずれる例であった。『古事類苑』諸奉行に「諸奉行の進止を司る職にして、諸奉行の將軍に調する時にありても第一に調するの例なり」、「武家名目抄」職名十三によると、公人奉行は奉行人の進止をつかさどる職掌にして評定、または寄合の席に臨む時は、評定奉行と共に事を撰する者なり(中略)、諸奉行には公人奉行を上首とす……(石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』四八七頁、弘文堂書房、一九三八年)。

92 角川第二版『日本史辞典』一九八三年所収表。

93 註(18)前掲同書。

94 笠松宏至「意見状」(『国史大辞典』吉川弘文館一九九〇年)。

95 註(84)同論文、註(94)同書。

96 拙稿「東寺領川合大國庄を見直す」(『歴史民俗資料学研究』創刊号、一九九六年)。

- 97 註(84) 同論文。
- 98 註(86) 同書。
- 99 拙稿「永享年間訴訟制度小考 評定衆と右筆方を中心に」(註(96) 同書七号、二〇〇二年)。
- 100 網野善彦『中世東寺と東寺領莊園』(東京大学出版会、一九八七年)。
- 101 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」、『資料館紀要』八、一九八〇年)。伊藤俊一・近藤俊彦・富田正弘編『東寿廿一口供僧方評定引付』思文閣出版、二〇〇二年。
- 102 註(84) 笠松宏至前掲同論文。
- 103 新田一郎「問注所氏小考 太田氏を中心に」、『はるかなる中世』八、一九八七年)。
- 104 註(99) 拙稿。
- 105 三善康信の後裔、太田・町野の両氏が室町幕府問注所に執務(『武政軌範』問注所沙汰篇執事仁躰事参照)。評定衆として、町野加賀守が見える(『斉藤基恒日記』嘉吉元年九月条)、永仁三年記の奥書に「右記録者太田累代之家記也、而町野加賀前司淳康相伝之、此一冊其内也」とあるから、鎌倉期以来、問注所の正統とされる太田に伝わる筈の『永仁三年記』等の記録類が町野に継承されている事が分かる。この情況は、太田が没落したという事だろうか。問注所職に伝存する記録類(家宝)が職の継承者に伝わる過程を知る一例にもなる。
- 106 註(103) 前掲同論文。
- 107 中田薫「鎌倉室町両幕府の官制について」、『法制史論集』第三、岩波書店、一九四三年所収)。『武家名目抄』職名部五上。
- 108 「大館常興書札抄」(『群書』九)、「文安年中御番帳」(『群書』二九)。
- 109 註(1) 佐藤進一前掲論文。
- 110 註(107) 中田薫同論文、「花宮三代記」(『群書』二六) 応永二十八年、同三十一年、同三十二年正月十一日式日の評定始、『康富記』嘉吉三年六月二十九日、同年八月二十八日評定始等。
- 111 『斉藤基恒日記』文安六年四月七日条、「為公人奉行肥禅永祥」、『斉藤親元日記』寛正六年十二月三十日条、「同日、公人奉行被仰付布施下野守貞基、御馬、御太刀進上、以濃禅常恩上表也」。

112 公人奉行については『年中恒例記』(『統群』二三下)、『公方様正月御事始之記』(『群書』二二)、室町幕府の職名で奉行人の進上を掌る重職とある。評定奉行と共に評定・寄合の席に臨んだとあり、為種・貞元の行動と大略一致する。

113 応仁の乱以前の幕府の年中行事を記している註(112)前掲の『年中恒例記』正月十一日評定始には次のように記載されている。ここには、評定衆と右筆方奉行人との家格の区別が明記されている。「一御評定始儀式事、未上刻公方様御着座(御座をしかれ、装束はかりきぬ)、其後管領着座(大帷也)、其後に評定衆(摂津、二階室、波多野、町野、各大帷也)、其時之官位次第に着座、其次右筆方之中評定衆に被召加之人数着座(大帷也)、其後に右筆方衆言人つづ(略)」。

114 註(112)前掲『年中恒例記』飯尾為種(法名永詳)肥前守、応永三十一〜長禄二年まで、右筆方奉行人としての在任は分かっている。

115 吉田良兼氏旧蔵『諸奉行』公人奉行条、『斉藤基恒日記』寛正六年十一月三十日条、設楽薫は、為種・貞元の公人奉行在任期間を「為種 永享三・十以後 文安六・四以前就任」長禄二・五死去」まで、「貞元 長禄三・九以後就任」寛正六・十二辞任」までとみている。(設楽薫「室町幕府の評定衆と御前沙汰」『古文書研究』二十八 一九八七年)、『武家名目抄』職名十三「公人奉行は奉行人の進上をつかさどる職掌にして、評定又は寄合の席に臨む時は、評定奉行と共に事を攝する者なり」とある。

116 『満濟准后日記』応永三十四年十一月十二日条、正長元年七月廿五日条等。

117 得宗家の三つの家政機関、公文所・得宗方・御内侍所の存在を指摘している。(佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(畝傍書房 一九四三年)、寛雅博「得宗・与奪・得宗方」(ことばの文化史)平凡社、一九八八年)、網野善彦『蒙古襲来』下、二二九頁(小学館ライブラリー、一九九二年)。

118 小泉聖恵「得宗家の支配構造」(『お茶の水史学』四〇、一九九六年)。

119 永原慶二「日本における封建国家の形態」(『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年所収)、室町幕府は守護の連合政権であるとの見解をとっている。

120 佐藤進一「室町幕府論」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年)の中で、管領職を主従制的支配の側面での將軍の代官と、統治権の側面での政務の長官とを併せた地位と規定している。

121 義教が將軍在任中に守護家後継に介入した例をあげると、永享五年、今川範政の跡に今川範忠を惣領としたこと、同年、

斯波義淳の後嗣に兄をさしおき弟の僧を遺俗させ家督に就けたのが斯波義郷である。また、永享七年には、山名時熙の後継に嫡子持熙を廃し、弟持豊（宗全）を就けている。他にも、京極家、一色家、土岐家、畠山家、富樫家等の家督に介入している。

122 佐藤進一「將軍と幕府官制についての覚書」（豊田武・ジョンホール編『室町時代』吉川弘文館、一九七六年）、今谷明『室町幕府解体過程の研究』七五頁、八七頁、岩波書店、一九八五年。

123 『荒曆』応安三年（一三九六）七月十七日条に、仁木義員の子伊勢没落について宥免を請う諸大名意見状が受理されたといい記述がみえる。

124 『花宮三代記』応永廿九年閏十月一日条、『満濟准后日記』永享二年二月二十八日条、『建内記』正長元年正月三十日条等。

125 『建内記』嘉吉元年七月一日条、畠山一流（尾張守持国）の家督相続について記されている。

126 註（116）前掲書、永享五年十二月一日条「斯波兵衛佐義淳死去三十七歳」、三管領の内、名門斯波が逸早く没落していく兆候とも取れる。

127 註（116）前掲書、永享七年三月二日条「就小倉宮事、諸大名意見状、及晩頭自管領進之。（略）」等の重要課題にみられる。

128 註（116）前掲書、正長二年六月十五日条、同年七月十一日条、同年八月二十四日条、永享元年九月八日条等

129 註（116）前掲書、応永三十四年十一月十二日条。

130 註（116）前掲書、永享六年十二月二日条、同六日条、同十一日条。

131 註（116）前掲書、正長二年三月九日条。

132 註（122）に同じ。

133 『齊藤基恒日記』嘉吉元年（一四四一）六月廿四日条。管領細川持之の主導によって政道は無為。

第三章 御前沙汰の残闕 御前落居記録・『御前落居奉書』

- 1 形態については、桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上、一一・一二頁（近藤出版社、一九八〇年）、明治三十年作成の東京大学史料編纂所蔵影写本『御前落居記録』・『御前落居奉書』を参考にした。
- 2 『中世法制史料集』Ⅱ、参考資料三二七。
- 3 『普広院殿御元服記』正長二年三月二十四日条（『群書』一二一）。
- 4 この『普広院殿御元服記』は、元々は秀藤（松田）の日記の一部（伺事記録の一部）であったと考えられる。秀藤個人の日記に「普広院殿御元服記」の名が付され、元服の記事を中心に必要部分だけ抜粋して伝存したものと考えられる。秀藤本来の日記は、もっと長期に亘るものだったと推測する。このように奉行人によって記録され保管される事実は、満済准后日記（正長二年二月十日条にも窺われる）。「公方様御元服事、（略）毎事如鹿苑院殿御例可有御沙汰云々、松田丹後守所（満秀）。故鹿苑院殿御元服日記委細在之之由。自管領申賜也。珍重々々（略）」（この時期、松田満秀は公人奉行であった。）右の記述から、文筆の家では（奉行人）では、先代の書いた日記も記録として（その家の財産の一部として）保管していたことがわかる。
- 5 訴訟資料の集積、保存については笠松宏至「室町幕府訴訟制度意見の考察」二七頁、註15が詳しい（『史学雑誌』六九四、一九六〇年）。
- 6 『群書』六。
- 7 前註（6）に同じ。
- 8 例えば個人の記録である「伺事記録」等では、一事件が解決するまでに何日もかかり、別の取扱分と交錯して記入しているのがみられる。
- 9 永享三年一〇月廿八日「起請文」には、公人奉行松田満秀とある。公人奉行は結番に入らないから『御前落居記録』担当者名には名前が見えない。
- 10 太田順三「將軍義教と御前落居奉書の成立」（『日本古文書学論集』八、吉川弘文館、一九八七年）。
- 11 「特別訴訟手続とは、訴訟手続が原則として、訴人の申状に対して論人に弁明の機会を与え、即ち書面及び口頭の審理

手続を経て両方申立の是非を判断した上で、裁判所が判決を下す手続であったのに対し、訴人の申立に対して一定の条件を具備せるものにつき右の審理手続を省略して、一先ず訴人を論所に安堵せしむべき旨の命令を発し、彼をして簡易に論所の知行を全つせしめんとする手続である。(略) 現行法のいわゆる督促手続と趣意を等しくする簡易訴訟手続である」とある。(石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』五二二頁、弘文堂書房、一九三八年)

- 12 『改定史籍集覽』第十七冊(臨川書店、一九八四年)。  
13 奉行人連署奉書は『御前落居奉書』以前にも散見される。

伊勢国福永郷老分赤坂五郎左衛門入道跡事、所有御寄付同国建国寺也、早可被沙汰付寺家雜掌之由候也、仍執達如件

永享元九月十七日

貞連判

為種判

土岐大膳大夫殿

(神宮文庫所蔵『氏経卿引付二』)

沢井伊与与舞田十郎左衛門尉相論候山城国上久世庄内田方事、糺明之間被置所務於中之由候也、仍執達如件

永享二年八月廿七日

貞元(花押)

為種(花押)

東寺八幡宮供僧御中

(「東寺を」大日本古文書一六〇号)

- 14 『満濟准后日記』正長元年五月二十六日条。

- 15 「室町幕府法」追加法二〇〇。